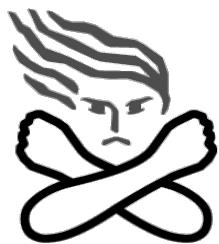




講義⑪DV対策について



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク



女性に対する暴力をなくす運動

令和7年11月
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

今回の説明内容

- 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- 2 配偶者暴力防止法の概要・保護命令
- 3 内閣府の主な取組

- 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- 2 配偶者暴力防止法の概要・保護命令
- 3 内閣府の主な取組

配偶者からの暴力（DV）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
における
「配偶者からの暴力」の定義

①法律婚の相手方
②事実婚の相手方
③生活の本拠を共にする交際相手

からの

身体に対する暴力
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

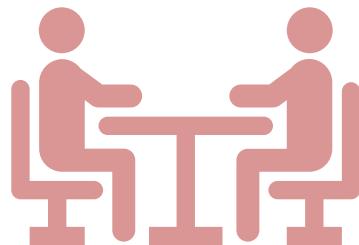
配偶者からの暴力（DV）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
(令和5年9月8日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- 配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にある。
- 周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性がある。
- 暴力の形態には身体的・経済的・性的なものなど多様な形があり得る。

配偶者暴力相談支援センターについて

配偶者暴力相談
支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、以下の業務を行っている。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

（※ 実際にしている業務はセンターにより異なります。）

○都道府県：女性相談支援センターその他の適切な施設においてセンターの機能を果たすようとする。

市町村：適切な施設においてセンターの機能を果たすようとするよう努める。
(福祉事務所、男女共同参画センター等)

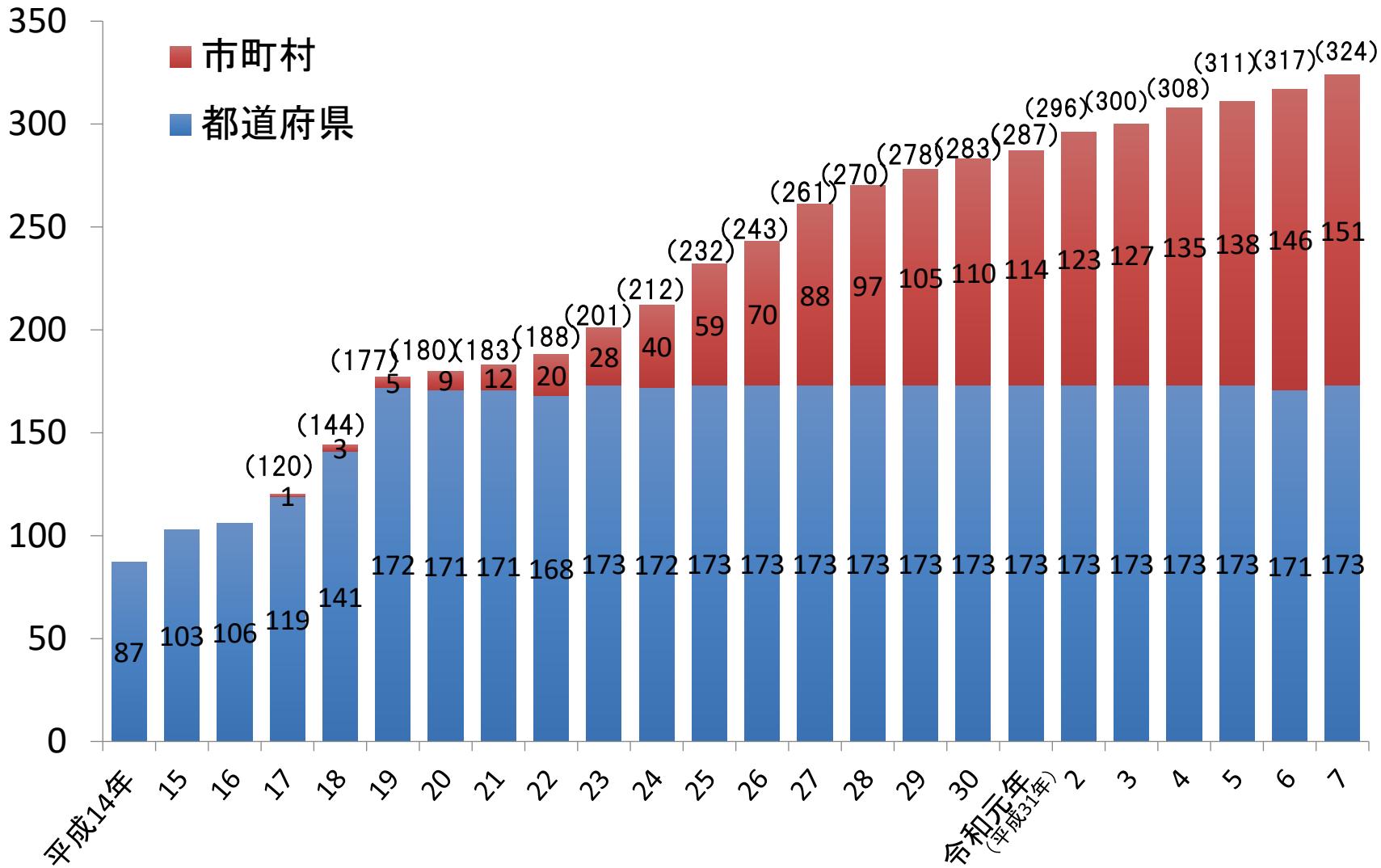
○全国では、324か所（令和7年9月現在）

うち、都道府県 173か所

市町村 151か所（うち政令市が21か所）

配偶者暴力相談支援センター数の推移

(箇所)

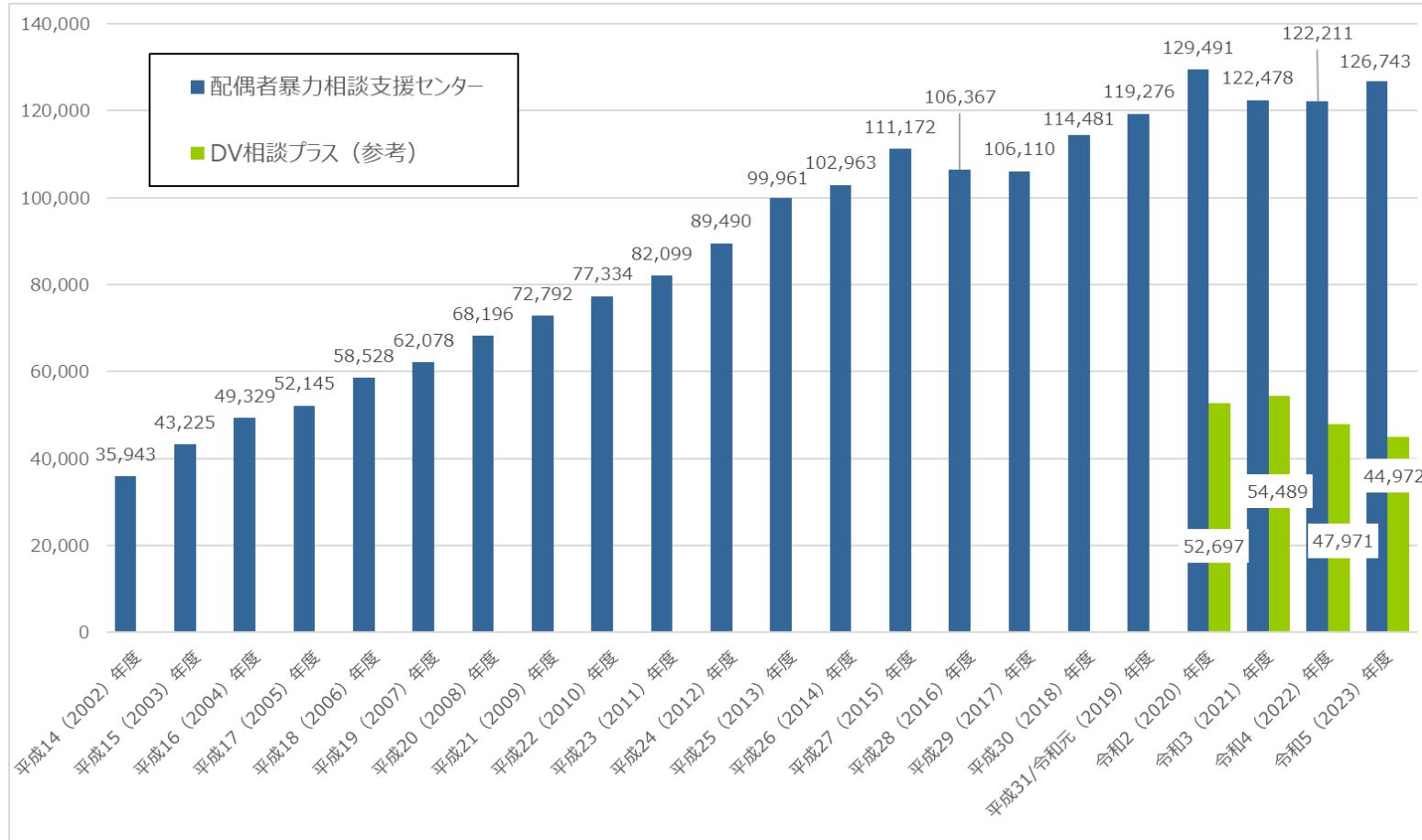


※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和4年は9月1日現在、令和6年は12月1日現在、令和7年は9月1日現在)

※ ()内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

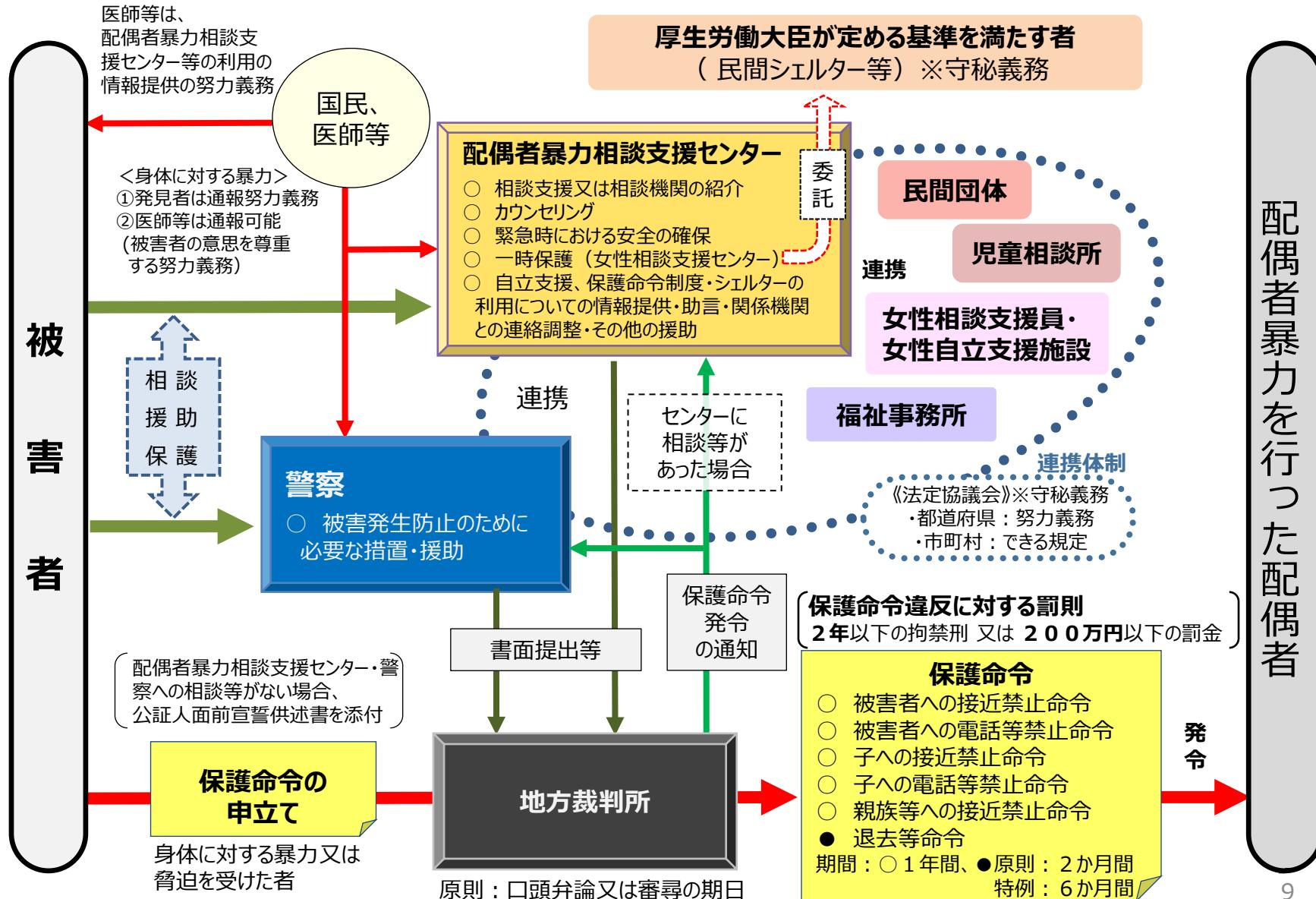
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】



- 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- 2 配偶者暴力防止法の概要・保護命令
- 3 内閣府の主な取組

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

- ▶平成13年、参議院「共生社会に関する調査会」から法案が提出され、成立。その後、平成16年、平成19年、平成25年に議員立法による改正が行われ、制度が拡充。令和元年の児童福祉法等一部改正法による改正（児童相談所との連携等）を経て、令和5年、保護命令制度の拡充等を内容とする改正が行われた（令和6年4月1日施行）。
- ▶配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定。

配偶者からの暴力（定義）

- ①法律婚の相手方
- ②事実婚の相手方
- ③生活の本拠を共にする交際相手

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

- からの
- 身体に対する暴力**
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

1 基本方針・都道府県計画等

- 国が定める「**基本方針**」
(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- 基本方針に即して定める「**都道府県基本計画**」(市町村は基本計画を定める努力義務)
- ▶配偶者からの暴力の防止・被害者の保護
(含：自立支援)に関する
(1)基本的な事項、(2)施策の内容、
(3)国、地方公共団体、民間団体等の連携・協力、
(4)その他重要事項

2 相談・被害者保護の体制

- 配偶者暴力相談支援センター**（相談支援センター）
 - ▶都道府県の**女性相談支援センター**や市町村の施設など
適切な施設が機能※を果たす（市町村は設置の努力義務）
 - ※相談又は相談機関の紹介／カウンセリング／緊急時における
安全の確保／一時保護（女性相談支援センター、委託された民間
シェルター等）／自立支援、保護命令制度、シェルター利用の
情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助
- 女性相談支援員**による相談・援助
- 女性自立支援施設**における被害者の保護

4 被害の防止・被害者の自立支援のための仕組み

○発見者による通報等

- ▶配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る）の被害者を発見した者は、
相談支援センター又は警察官に通報するよう努める
- ▶医療関係者は、配偶者からの暴力（同上）による負傷・疾病を発見した
際は、被害者の意思を尊重し、相談支援センター又は警察官に通報できる

○警察による被害の防止に必要な措置・援助

○福祉事務所による自立支援

○関係機関の連携協力

3 保護命令制度

- 裁判所**が、被害者※の申立てにより、
相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する等の命令を発令する制度

※①～⑤は**身体に対する暴力と生命・身体、自由、名誉、財産に対する脅迫**、⑥は、**身体に対する暴力と生命・身体に対する脅迫の被害者**

- ①被害者への接近禁止命令 [1年間]
- ②被害者への電話等禁止命令 [1年間]
- ③子への接近禁止命令 [1年間]
- ④子への電話等禁止命令 [1年間]
- ⑤親族等への接近禁止命令 [1年間]
- ⑥退去等命令 [2か月間（特例6か月間）]

○命令違反の罰則

2年以下の拘禁刑/200万円以下の罰金

<口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則>

5 法定協議会

- 都道府県は、**協議会を組織**する努力義務
(市町村は「できる規定」)
- ▶協議会の事務
 - ・被害者保護を図るために必要な情報交換
 - ・被害者に対する支援内容に関する協議
- ▶関係機関等への協力要求権（資料提供等）
- ▶協議会の事務の従事者等に守秘義務

6 その他

- 職務関係者による配慮等
→被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権尊重、安全確保等に配慮
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 国の負担及び補助 等

DV防止法における保護命令 (1)

保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

※制度の詳細は、内閣府男女共同参画局のウェブサイトで紹介しています。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/ewav/law/12.html

保護命令の種類

1年間

被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間

被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

命令の要件:行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話/緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時~6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名前を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間

被害者の子への接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間

被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

命令の要件:行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話/緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時~6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名前を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間

被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間^①

退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

DV防止法における保護命令 (2)

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれが
大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
を受けること

により

生命/身体に対する
重大な危害*を
受けるおそれが
大きいとき

*「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

*上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

DV防止法に基づく法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会

- 都道府県に協議会の組織の努力義務（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、
児童相談所（都道府県・政令市など）、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理局、
法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

＜協議会の機能＞



- ✓ 被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換
- ✓ 被害者に対する支援の内容に関する協議（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）
- ✓ 関係機関等への協力要求権（資料・情報提供・意見の開陳等）

＜守秘義務＞

- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に守秘義務（1年以下の拘禁刑（懲役）、50万円以下の罰金）

- 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- 2 配偶者暴力防止法の概要・保護命令
- 3 内閣府の主な取組

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】
はれれば
#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話
⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

チャット相談

※毎日 12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

※24時間受付

10言語

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

目的

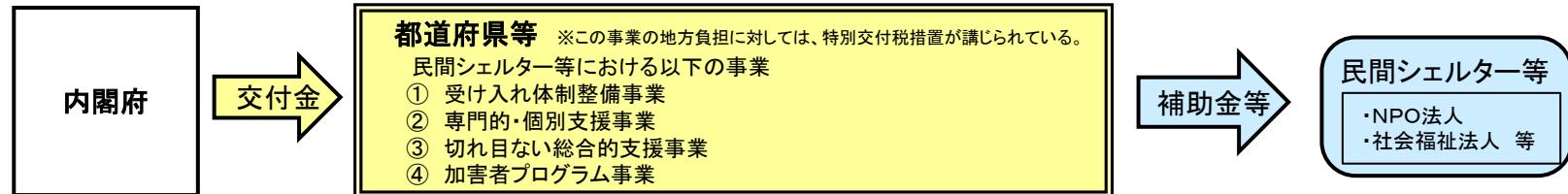
【令和7年度当初予算額 307百万円】(令和6年度当初予算額 316百万円)

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概要

- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～④）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人事費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人事費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人事費等）
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
- ※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等：国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム

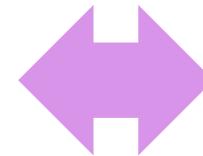


配偶者暴力加害者プログラム

被害者支援の一環として、加害者に働きかけことで**加害者に自らの暴力の責任を自覚させる**プログラム
※「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項（令和5年5月）」から

目的

- 被害者の安全を確実なものにする。
- 加害者が自身の加害責任を自覚する。
- 加害者の認知・行動変容を起こす。



到達目標であり、プログラム参加が目標達成を保証するものではない。

対象

パートナー（被害者）に対してDVを行った者で、**自ら変わることに対する動機付けを持つ者**

【プログラム受講条件】

- ① 加害者本人が脱暴力に向けて認知・行動の変化を望んでおり、プログラム参加の意思を持っていること。
- ② 原則としてパートナー（被害者）が加害者のプログラム参加を認識していること。
- ③ 被害者の安全を確認するために、パートナーコンタクト担当者から被害者に連絡が取れること。
- ④ 参加希望者にグループワークに参加できないような問題がないこと。

内容

※ 令和3～4年度 配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業における試行実施

【実施方法】対面形式又はオンライン形式 【実施規模】1グループ8名程度 【実施回数】1クール13回～18回程度

- ① DVが何かを深く知ること。
- ② DVによって被害者や子がどのような影響を受けるのか。
- ③ 暴力のない関係や相手を尊重するとは具体的にどのようなことなのか。



再発防止について考えさせ、加害者にグループで話す機会と他の加害者の話を聞く機会を与える。



加害者プログラム

加害者プログラムとは

加害者プログラムは、被害者支援の一環として、①被害者の安全を確実なものにする、②加害者に自身の加害の責任を自覚させる、③加害者の認知・行動変容を起こすことを目的（※）として行うものです。プログラムの受講者は、グループで話す機会や他の参加者の話を聞く機会を得ることによって、DVが何か、DVによって被害者や子がどのような影響を受けるのか、暴力のない関係や相手を尊重することとは具体的にどのようなことかなどを学びます。

※プログラムの「到達目標」であり、プログラムの受講によって目標達成が保証されるわけではないことに留意が必要です。

配偶者暴力防止法に基づき国が定める基本方針では、次のように、加害者プログラムの実施を推進すること等を記載しています。

加害者プログラムの実施の推進等

加害者を対象とし、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働き掛けることで、加害者に自らの責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるものである。

国は、内閣府において、令和2年度から令和4年度の調査研究事業において加害者プログラムを試行的に実施し、令和5年5月、地方公共団体が実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布した。この「実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施を推進するとともに、その実施状況等を踏まえ、更なる知見の蓄積を図りつつ、加害者プログラムの全国的な実施に向けた取組を進める。

都道府県等においては、被害者支援の観点から、当該「実施のための留意事項」も活用し、民間団体等と連携するなどして、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい。その際、関係機関との連携協力のため、法定協議会を活用することも考えられる。

また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

▶ [配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 \[PDF形式: 913KB\] \(令和5年9月8日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号\)](#)

第2_12_1_3_4

加害者プログラム | 内閣府男女共同参画局 (gender.go.jp)

配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項

内閣府では、令和2年度～令和4年度に、5つの都道府県等（東京都、広島県、熊本県、長崎県、大阪市）の協力を得て試験的に加害者プログラムを実施し、試験実施に参加した地方公共団体や関係機関へのヒアリング調査や有識者等による検討を踏まえ、令和5年5月に、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」を作成しました。これは、地方公共団体が、被害者支援の一環として加害者プログラムを実施するに当たって留意すべき事項を示すものです。

- ▶ [本文 \[PDF形式: 976KB\] 4](#)
- ▶ [概要 \[PDF形式: 433KB\] 4](#)

地方公共団体における加害者プログラム実施の支援

（研修の実施）

内閣府では、加害者プログラムに関する理解の促進を図るため、地方公共団体の担当者や民間団体の関係者等に対し、研修を実施しています。令和5年度に実施した地方公共団体担当者向けの研修の様子は、次のページで紹介しています。

▶ [広報誌「共同参画」2024年5月号 Topics 1「DV加害者プログラムの普及に向けて」](#)

（交付金による支援）

内閣府では、加害者プログラムの実施を推進するため、令和6年度から都道府県等への交付金の対象を拡大し、配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項等を活用した加害者プログラムの実施等に要する経費への補助を行っています。

令和6年度には、5つの都道府県等における事業を支援しています。

【交付金を活用した取組事例】

- ▶ [群馬県](#)
- ▶ [京都府](#)
- ▶ [宮崎県](#)

加害者プログラムの普及に関する調査研究

内閣府では、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施を推進するため、地方公共団体における取組状況や、普及を図る上で課題等について調査研究事業を実施しています。